

普通保険約款・特約

楽天少額短期保険株式会社

R912211021

目 次

I 総合医療保険 普通保険約款	3
第 1 条（用語の定義）	3
第 2 条（責任開始期）	3
第 3 条（保険金をお支払いする場合）	3
第 4 条（保険金をお支払いしない場合）	4
第 5 条（保険証券の不発行）	4
第 6 条（保険料の増額もしくは保険金の減額または保険金の支払削減）	4
第 7 条（保険期間）	4
第 8 条（保険料の払込方法）	5
第 9 条（保険料の払込および猶予期間）	5
第 10 条（猶予期間中の保険金のお支払い）	6
第 11 条（猶予期間満了による保険契約の無効および失効）	6
第 12 条（保険契約の更新）	6
第 13 条（告知義務）	7
第 14 条（告知義務違反による保険契約の解除）	7
第 15 条（保険契約を解除しない場合）	7
第 16 条（保険契約者、被保険者の住所その他登録情報の変更）	8
第 17 条（保険契約が取消または無効となる場合）	8
第 18 条（保険契約が失効となる場合）	8
第 19 条（保険契約の解約）	8
第 20 条（解約返戻金）	8
第 21 条（重大事由による保険契約の解除）	8
第 22 条（被保険者による保険契約の解約請求）	9
第 23 条（保険料の返還）	10
第 24 条（保険金の請求手続き）	10
第 25 条（保険金のお支払い方法と時期）	10
第 26 条（保険金請求権）	11
第 27 条（保険契約者の代表者）	12
第 28 条（保険契約者の変更）	12
第 29 条（契約年齢および性別の誤りの処理）	12
第 30 条（訴訟の提起）	12
第 31 条（準拠法）	13
第 32 条（契約者配当金）	13
第 33 条（準用規定）	13
別表 1 保険金請求に必要な情報	13
別表 2 異常妊娠および異常分娩	13
別表 3 糖尿病または糖尿病に起因する疾病	14

別表 4	糖尿病障がい支援金の支払対象となる糖尿病障がい状態	14
II	糖尿病患者向入院一時給付金特約	15
	第 1 条 (この特約の適用条件)	15
	第 2 条 (用語の定義)	15
	第 3 条 (保険金をお支払いする場合)	15
	第 4 条 (入院一時給付金の支払)	15
	第 5 条 (保険金をお支払いしない場合)	16
	第 6 条 (特約の失効)	16
	第 7 条 (特約の解約)	16
III	糖尿病入院時支援金特約	17
	第 1 条 (この特約の適用条件)	17
	第 2 条 (用語の定義)	17
	第 3 条 (保険金をお支払いする場合)	17
	第 4 条 (糖尿病入院時支援金の支払)	17
	第 5 条 (保険金をお支払いしない場合)	18
	第 6 条 (特約の失効)	18
	第 7 条 (特約の解約)	18
IV	糖尿病障がい支援金特約	19
	第 1 条 (この特約の適用条件)	19
	第 2 条 (用語の定義)	19
	第 3 条 (保険金をお支払いする場合)	19
	第 4 条 (糖尿病障がい支援金の支払)	19
	第 5 条 (保険金をお支払いしない場合)	19
	第 6 条 (特約の失効)	19
	第 7 条 (特約の解約)	20

I 総合医療保険 普通保険約款

第1条（用語の定義）

この普通保険約款において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、それによります。

保険契約者：当社とこの保険契約を結び、契約上の様々な権利や義務を有する者で、保険契約確認証に記載されます。

被保険者：この保険契約により保障の対象となる者または保険金を受け取るべき者をいい、保険契約確認証に記載されます。

当社：楽天少額短期保険株式会社

保険契約確認証：この保険契約の締結およびその内容を証する表示です。

損害等：この普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失または傷害、疾病をいいます。

保険金：被保険者に損害等が生じた場合に、当社からお支払いする金銭をいいます。

マイページ：当社のウェブサイトには保険契約者がログインすることで提示される契約情報（保険契約確認証を含みます）を記載したウェブページをいいます。

保険媒介者：お客様と当社の保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。保険契約の締結の代理権はありません。

第2条（責任開始期）

1. 当社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始期とし、この時から保険契約上の責任を負います。
2. 前記1.の責任開始期の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢および保険期間はこの日を基準として計算します。
3. 責任開始期から契約日の前日までの間に、保険金の支払事由が生じたときは、前記2.の規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
4. 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し、当社は保険契約確認証を発行し、これをもって承諾の通知とします。

第3条（保険金をお支払いする場合）

当社は、この普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定に従い、保険金をお支払いします。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって第3条（保険金をお支払いする場合）の規定に該当したことにより発生した費用に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争、その他の変乱
- ③ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ④ 被保険者の犯罪行為
- ⑤ 被保険者の精神障害を原因とする事故
- ⑥ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑦ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑧ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑨ 被保険者の薬物依存^(注)
- ⑩ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの

（注）「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条15項で定められた「指定薬物」または同法第七十六条の六で定められた「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を含みます。

第5条（保険証券の不発行）

1. 当社は、この保険契約において、保険証券を発行しません。
2. 当社は、この保険契約の内容を記載した保険契約確認証をマイページで提示します。

第6条（保険料の増額もしくは保険金の減額または保険金の支払削減）

1. 当社は、保険期間中に当社の収支状況が悪化し、保険料の計算基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. 当社は、保険期間中の保険金支払が当社の想定を超えて著しく増加し、保険金のお支払いのための財源が不足する場合には、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
3. 当社は、前記1.および前記2.の適用を行う場合には、保険契約者に速やかに通知します。この場合、通知を行う前に発生した損害等に対する保険金については、前記1.の保険金額の減額、前記2.の保険金支払の削減は行いません。

第7条（保険期間）

保険期間は、契約日から起算して1年間とします。

第 8 条（保険料の払込方法）

1. 保険料の払込方式は月払とします。保険契約者は、保険料（更新契約の保険料を含みます。）について、次のいずれかの払込方法またはこれらの併用により保険料を払い込むものとします。
 - ① クレジットカード
 - ② デビットカード
 - ③ 前記①または②以外の電子決済サービスとして当社が定めるもの
 - ④ 口座振替
 - ⑤ 携帯電話キャリア決済サービス
 - ⑥ コンビニエンスストア決済サービス
 - ⑦ その他当社が定める決済手段
2. 前記 1.のうち、使用可能な払込方式と払込方法の組み合わせは、当社ウェブサイト等にて随時確認可能とします。なお、前記 1.③および⑤～⑦のうち一部の払込方法においては、必ず前記 1.①または②によるお支払いとの併用となります。このとき、前記 1.③および⑤～⑦の決済手段において残高不足等により当該払込方法によるお支払いができないときには、一部もしくは全額を前記 1.①または②によりお支払いいただきます。
3. 決済サービス提供者の状況により、当社はやむを得ず、ご選択いただいた払込方法のご利用を停止する場合がございます。この場合、当該払込方法以外の方法により保険料をお支払いいただくこととなります。
4. 前記 1.に定める払込方法により保険料を払い込む場合には、次に定める日時に保険料の払込があったものとします。
 - ① 保険料の払込方法が前記 1.①に定める払込である場合は、クレジットカードのオーソリゼーション取得日時
 - ② 保険料の払込方法が前記 1.②、③または⑤～⑦に定める払込である場合は、各払込方法について、決済サービス提供者が認証および承認した日時
 - ③ 保険料の払込方法が前記 1.④に定める払込である場合は、当社の指定する振替日
 - ④ 各種払込方法を併用した払込である場合は、前記①～③のうち最も遅い日時
5. 前記 1.④の払込方法により保険料を払い込む場合には、次のとおりとします。
 - ① 口座振替が不能となった場合は、翌月の振替日に、翌月分の保険料と合わせて 2 ヶ月分の保険料の振替を行います。
 - ② 前記①の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、第 9 条（保険料の払込および猶予期間）4.に定める猶予期間内に、当社が指定した方法により、振込期月を過ぎた保険料を当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。
 - ③ 同一の指定口座から 2 件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、当社に対しその振替順序を指定できないものとします。
6. 書面での保険料の領収書は発行しません。

第 9 条（保険料の払込および猶予期間）

1. 保険料は、第 8 条（保険料の払込方法）に定める払込方法に従い、次の期間（以下、「払

込期月」といいます。)内に払い込んでください。

① 第1回保険料

責任開始期の属する月の翌月末日まで

② 第2回目以降の保険料

月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで

2. 前記1.で払い込むべき保険料は、その払込期月の契約日または月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料とします。
3. 前記1.②の保険料が、月単位の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、当社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
4. 保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までが猶予期間となります。

第10条（猶予期間中の保険金のお支払い）

1. 第9条（保険料の払込および猶予期間）4.の猶予期間満了の日までに保険金の支払事由が生じた場合には、当社は、その支払うべき保険金から未払込保険料を差し引きます。
2. 保険金が前記1.の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、第9条（保険料の払込および猶予期間）4.に定める猶予期間満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は保険金をお支払いしません。

第11条（猶予期間満了による保険契約の無効および失効）

1. 第1回保険料の猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は無効とします。ただし、第10条（猶予期間中の保険金のお支払い）1.に定める場合を除きます。
2. 第2回以後の保険料の猶予期間満了日までに払い込まれるべき保険料の払込がない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。
3. 保険契約が失効した場合の取扱いは以下のとおりです。
 - ① 保険契約が失効した日の属する月に保険契約者に失効を通知します。
 - ② 失効日以降に保険金のお支払いの対象となる損害等が生じても保険金をお支払いしません。
4. この保険契約は、契約の復活を取扱いません。

第12条（保険契約の更新）

1. 当社は、保険期間満了日の1ヶ月前までに、保険契約者に保険契約の更新案内を送信します。
2. 保険契約者から、保険期間満了日の前日までに特段の意思表示がない場合には、保険契約は自動的に更新され継続されるものとします。保険期間満了日の前日までに契約の更新をしないことの意味表示があった場合には、保険契約は更新されません。
3. 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
4. 第2条（責任開始期）、第3条（保険金をお支払いする場合）および第14条（告知義務違反による保険契約の解除）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期

間とは継続されたものとします。

5. 当社は、保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しを次のように取扱います。

① 保険料等を見直す場合

当社は、収支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、更新時の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

② 更新を引き受けない場合

当社は、収支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、保険期間満了日の1ヶ月前までに、保険契約者に予め通知した上で、保険契約を更新しない場合があります。

第13条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、損害等の発生の可能性に関する重要な事項のうち、当社が告知を求めたもの（以下、「告知事項」といいます）について、事実に基づき正確に告げなければなりません。なお、告知事項には以下が含まれますが、当社の判断で不要とすることがあります。

- ① 被保険者の年齢、性別、健康状態
- ② 申込日時において損害等が発生していないこと
- ③ その他当社が定める情報

第14条（告知義務違反による保険契約の解除）

1. 保険契約者または被保険者は、告知事項について、故意もしくは重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げたときは、当社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 当社は、保険金のお支払いの対象となる損害等が発生した後においても、前記1.の規定によって保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、その損害等に対して、当社は保険金をお支払いしません。また、既に保険金を支払っていた場合には、その返還を請求することができます。ただし、前記1.に規定する事実に基づかずに発生した損害等については、この限りではありません。
3. 当社は、前記1.または2.の規定によってこの保険契約を解除する場合には、保険契約者に解除の通知を行います。ただし、正当な事由により保険契約者に通知ができない場合には、被保険者に解除の通知を行います。

第15条（保険契約を解除しない場合）

1. 当社は、次の場合には、第14条（告知義務違反による保険契約の解除）の規定にかかわらず保険契約を解除しません。
 - ① 当社が、保険契約締結の際、保険契約の解除の原因となる事実を知っていた場合、または過失のためにこれを知らなかった場合。
 - ② 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が告知事項の告知をすることを妨げた場

合。

- ③ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知事項の告知をしないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合。
 - ④ 当社が、保険契約の解除の原因となる事実を知った日（事実を知った後であっても正当な事由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1ヶ月以内に解除の通知を行わなかった場合。
 - ⑤ 初年度の保険契約締結日からその日を含めて5年を超えて有効に継続した場合。
2. 前記1.②および③の場合には、それぞれに規定する保険媒介者の行為が無かったとした場合でも、保険契約者または被保険者が、告知義務の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。

第16条（保険契約者、被保険者の住所その他登録情報の変更）

1. 保険契約者は、保険契約者もしくは被保険者が住所または居所^(注)その他の登録情報を変更した場合には、遅延なく当社に通知するものとします。
 2. 保険契約者が、前記1.の通知をしなかった場合は、当社が知った最終の住所または居所^(注)宛に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。
- (注) 電子メールや携帯電話番号等の通信先を含みます。

第17条（保険契約が取消または無効となる場合）

1. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫により当社が保険契約を締結した場合には、当社はこの保険契約を取消することができます。
2. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、当社はこの保険契約を無効とします。

第18条（保険契約が失効となる場合）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第19条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでもこの保険契約を解約することができます。解約日は当社が当該事項を受信した日時とします。保険契約の解約は、将来に向かって効力を生じます。

第20条（解約返戻金）

保険契約を解約する場合、解約返戻金はありません。ただし、翌月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返還します。

第21条（重大事由による保険契約の解除）

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金を詐取する目的または

他人に保険金を詐取させる目的で損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が詐欺行為を行ったこと（未遂を含みます）。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）が、次のいずれかに該当すること。

（ア）反社会的勢力（注2）に該当すると認められること。

（イ）反社会的勢力（注2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

（ウ）反社会的勢力（注2）を不当に利用していると認められること。

（エ）法人である場合において、反社会的勢力（注2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

（オ）反社会的勢力（注2）と社会的に批判されるべき関係を有していると認められること。

（注1）被保険者が複数である場合には、その被保険者に係る部分とします。

（注2）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含みます）、暴力団準構成員、暴力団関連企業その他の反社会的勢力をいいます。

- ④ 前記①から③に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に、この保険契約を存続することを期待し得ない、前記①②③に掲げる事由と同等の事由があること。

2. 当社は、前記1.の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、前記1.の規定によってこの保険契約が解除となる原因が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害等に対して、当社は保険金をお支払いしません。既に保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。

3. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が前記1.③（ア）から（オ）までのいずれかに該当することにより前記1.の規定による解除がなされた場合には、前記2.の規定は、次の損害等については適用しません。

前記1.③（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等

4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者への通知が正当な事由によってできない場合には、被保険者に解除の通知を行います。

第22条（被保険者による保険契約の解約請求）

1. 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約^(注)を解約することを求めることができます。

① 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第21条（重大事由による保険契約の解除）1.①または②のいずれかに該当する行為があった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第21条（重大事由による保険契約の解除）1.③（ア）から（オ）までのいずれかに該当する場合

- ③ 前記①および②のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、①および②の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約^(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ④ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約^(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
2. 保険契約者は、前記1.①から④までの事由がある場合において被保険者から1.に規定する解約請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約^(注)を解約しなければなりません。

(注) 保険契約は、その被保険者に係る部分に限ります。

第23条（保険料の返還）

1. 保険契約の無効、失効、取消、解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。
 - ① 無効
 - (ア) 第17条（保険契約が取消または無効となる場合）2.の規定により、この保険契約が無効となる場合には、当社は保険料を返還しません。
 - (イ) (ア)以外の事由により、この保険契約が無効となる場合には、当社は保険料の全額を返還します。
 - ② 失効
当社は保険料を返還しません。
 - ③ 取消
第17条（保険契約が取消または無効となる場合）1.の規定により、この保険契約が取り消される場合には、当社は保険料を返還しません。
 - ④ 解除
当社は保険料を返還しません。
2. 保険料の返還は日本国通貨をもって行います。

第24条（保険金の請求手続き）

1. 保険金を受け取るべき者は、保険金のお支払いを受けようとする場合、遅延なく当社に通知してください。
2. 保険金を受け取るべき者は保険金のお支払いを請求する場合は、別表[1]に定める情報のうち、当社が求める情報を通知しなければなりません。
3. 当社は、保険金のお支払いのために必要と認めたときには、保険金を受け取るべき者に、事実の確認を行うことがあります。
4. 前記3.の事実の確認に際し、保険金を受け取るべき者が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答を拒んだと認められる場合、当社は、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金をお支払いしません。

第25条（保険金のお支払い方法と時期）

1. 当社は、保険金請求があった場合には、保険金のお支払いのために必要な次の事実の確認

を行います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、第3条（保険金をお支払いする場合）に定める支払事由および被保険者に該当する事実
 - ② 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
2. 当社は、保険金請求に必要な情報（当社からの追加質問や確認事項への返答も含まれます）が通知され当社が確認した日（以下、「当社が請求を受付けた日」といいます）の翌日からその日を含めて30営業日以内に、前記1.の確認を終え、保険金をお支払いします。
3. 前記1.の確認をするため、特別な照会または調査が不可欠な場合には、前記2.にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求書類（別表[1]）が当社に到達した日の翌日から照会または調査ごとに定める次の日数を経過する日とします。なお、次に掲げる照会または調査に複数該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数を経過する日とします。
- ① 前記1.に掲げる事項を確認するための、医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会・・・90日
 - ② 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前記1.に掲げる事項の確認のための調査・・・60日
4. 前記1.に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)は、これにより確認が遅延した期間については、前記2.および3.の期間に算入しないものとします。
5. 前記2.および3.の規定による保険金のお支払いは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社が予め合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
6. 前記1.から5.までの規定による保険金のお支払いは、当社の指定した方法で行うものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第26条（保険金請求権）

1. 保険金の請求権は、これらを施行することができる時から3年間行使しないときは、時効により消滅します。
2. 保険金を受け取るべき者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、その保険金を受け取るべき者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その保険金を受け取るべき者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① その保険金を受け取るべき者と同居もしくは生計を共にする配偶者^(注)または同居もしくは生計を共にする日本国の地方自治体が発行したパートナーシップ証明書に記載されたパートナー
 - ② 前記①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その保険金を受け取るべき者と同居または生計を共にする3親等内

の親族

- ③ 前記①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族

3. 前記2.の保険金を受け取るべき者に保険金を請求できない事情がある場合とは、次に掲げるものとします。

- ① 保険金等の請求の意思表示が困難であると当社が認めた場合
② 当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
③ その他これに準じる状態であると当社が認めた場合

4. 前記2.の規定による保険金を受け取るべき者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(注) 法律上の配偶者に限ります。

第27条（保険契約者の代表者）

1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 前記1.の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第28条（保険契約者の変更）

1. 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
2. 前記1.の規定による移転を行う場合には、保険契約者はその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
3. 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第29条（契約年齢および性別の誤りの処理）

保険契約の申込時に、被保険者の年齢または性別が誤って当社に伝達された場合であって、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢・性別が当社の定める範囲外であったとき、当社は保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を返還します。その他の場合には、実際の年齢・性別に基づき、保険料または保険金額もしくはその両方を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

第30条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、当社の本店の所在地または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします）をもって、合意による管轄

裁判所とします。

第 31 条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

第 32 条（契約者配当金）

この保険に契約者配当金はありません。

第 33 条（準用規定）

主契約に付帯している特約があるときは、特約に定めがない限り、普通保険約款の規定を準用します。

別表 1 保険金請求に必要な情報

保険金の種類	請求に必要な情報
入院一時給付金 糖尿病入院時支援金 糖尿病障がい支援金	① 損害等報告書兼保険金請求書 ② 保険金を受け取るべき者の身分証明書または、保険金を受け取るべき者の代理人の身分証明書およびその代理人と保険金を受け取るべき者との関係を証明する書類等 ③ 医師による診断書、診療状況申告書 ④ 入院した病院による手術証明書または入院証明書 ⑤ その他当社が定める情報（写真、動画、音声を含みます）

別表 2 異常妊娠および異常分娩

異常妊娠および異常分娩とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
流産に終わった妊娠	O00-O08
妊娠、分娩及び産じょく<褥>における浮腫、タンパク<蛋白>尿及び高血圧性障害	O10-O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20-O29
胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30-O48
分娩の合併症	O60-O75
分娩（ただし、単胎自然分娩（O80）は除く）	O81-O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85-O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94-O99

別表3 糖尿病または糖尿病に起因する疾病

「糖尿病または糖尿病に起因する疾病」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目「糖尿病（基本分類コード E10 から E14）」、「虚血性心疾患（I20 から I25）」および「脳梗塞（I63）」をいいます。

別表4 糖尿病障がい支援金の支払対象となる糖尿病障がい状態

糖尿病障がい状態とは、以下の全部または一部の障がい状態に該当したことをいいます。

- 1手の1手指以上を失ったもの
- 1足の1足指以上を失ったもの
- 人工透析療法または腎移植を受けたもの

II 糖尿病患者向入院一時給付金特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

治療：医師^(注)が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

（注）被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。

入院：自宅等での治療が困難なため、日本国内の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいい、医療機関以外での自宅療養やホテル療養等を含みません。

入院一時給付金額：保険契約確認証に記載の入院一時給付金額のことをいいます。

第3条（保険金をお支払いする場合）

1. 当社は、傷害または疾病を直接の原因として、その傷害または疾病の治療を目的とした入院をした場合に、保険金をお支払いします。
2. 当社は、前記1.の入院の原因となった損害等の発生が責任開始時点以降の保険期間中であつた場合に限り、保険金をお支払いします。
3. 当社は、前記1.の支払事由が発生した日が責任開始時点以降の保険期間中であつた場合に限り、保険金をお支払いします。

第4条（入院一時給付金の支払）

1. 第3条（保険金をお支払いする場合）に該当した場合、当社は入院一時給付金額の全額をお支払いします。
2. 被保険者が入院一時給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したときは、次のとおり取扱います。
 - ① 直前の入院一時給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に入院を開始したとき
原因の如何を問わず、継続した1回の入院とみなして第5条（保険金をお支払いしない場合）の②を適用します。
 - ② 直前の入院一時給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に入院を開始したとき
新たな入院とみなし、継続した1回の入院としては取扱いません。
3. 被保険者が同一の日に複数の入院一時給付金の支払事由に該当した場合でも、入院一時給付金は重複して支払いません。

4. 被保険者が入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病により、継続して入院したものとみなして取扱います。
5. 責任開始時点前に発病した糖尿病または糖尿病に起因する疾病の治療を直接の目的とする入院については、責任開始時点以降にその疾病の症状が悪化したことまたはその病気と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、入院による治療が必要であると医師によって責任開始時点以降に初めて判断されたときは、責任開始時点以降に発病した病気による入院とみなします。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害等に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 主契約の保険金をお支払いしない場合に該当する場合
- ② 被保険者の直前の入院一時給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院
- ③ 被保険者の正常分娩、正常妊娠（ただし、異常分娩および異常妊娠（別表[2]）はお支払いする場合に含まれます）
- ④ 被保険者の疾病を直接の原因としない不妊手術
- ⑤ 被保険者の美容上の処置による入院
- ⑥ 被保険者の治療を主たる目的としない診断のための検査による入院（ただし、糖尿病入院時支援金特約が付帯されている場合は、糖尿病または糖尿病に起因する疾病における医師の指示による糖尿病検査入院および糖尿病教育入院はお支払いする場合に含まれます）
- ⑦ 被保険者の介護を主たる目的とする入院

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

第7条（特約の解約）

この特約のみの解約は取扱いません。

III 糖尿病入院時支援金特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

治療：医師^(注)が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

（注）被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。

入院：自宅等での治療が困難なため、日本国内の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいい、医療機関以外での自宅療養やホテル療養等は含みません。

糖尿病入院時支援金額：保険契約確認証に記載の糖尿病入院時支援金額のことをいいます。

第3条（保険金をお支払いする場合）

1. 当社は、被保険者が糖尿病または糖尿病に起因する疾病（別表[3]）の治療を直接の目的として入院をした場合、保険金をお支払いします。
2. 前記1.の糖尿病または糖尿病に起因する入院には、医師の指示による検査入院および教育入院を含みます。
3. 当社は、前記1.の入院の原因となった損害等の発生が責任開始時点以降の保険期間中であった場合に限り、保険金をお支払いします。
4. 当社は、前記1.の支払事由が発生した日が責任開始時点以降の保険期間中であった場合に限り、保険金をお支払いします。
5. 責任開始時点前に発病した糖尿病または糖尿病に起因する疾病の治療を直接の目的とする入院については、責任開始時点以降にその疾病の症状が悪化したことまたはその病気と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、入院による治療が必要であると医師によって責任開始時点以降に初めて判断されたときは、責任開始時点以降に発病した病気による入院とみなします。

第4条（糖尿病入院時支援金の支払）

1. 第3条（保険金をお支払いする場合）に該当した場合、当社は糖尿病入院時支援金額の全額をお支払いします。
2. 被保険者が糖尿病入院時支援金の支払事由に該当する入院を2回以上したときは、次のとおり取扱います。
 - ① 直前の糖尿病入院時支援金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内（更新契約も含みます。以下同様とします。）に入院を開始したとき

原因の如何を問わず、継続した1回の入院とみなして第5条（保険金をお支払いしない場合）の②を適用します。

- ② 直前の糖尿病入院時支援金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に入院を開始したとき

新たな入院とみなし、継続した1回の入院としては取扱いません。

3. 被保険者が同一の日に複数の糖尿病入院時支援金の支払事由に該当した場合でも、糖尿病入院時支援金は重複して支払いません。
4. 被保険者が糖尿病入院時支援金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病により、継続して入院したものとみなして取扱います。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害等に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 主契約の保険金をお支払いしない場合に該当する場合
- ② 被保険者の直前の糖尿病入院時支援金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

第7条（特約の解約）

この特約のみの解約は取扱いません。

IV 糖尿病障がい支援金特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

糖尿病障がい支援金額：保険契約確認証に記載の糖尿病障がい支援金額のことをいいます。

第3条（保険金をお支払いする場合）

1. 当社は、被保険者が責任開始時点以降に発病した糖尿病または糖尿病に起因する疾病を直接の原因として別表[4]に定める糖尿病または糖尿病に起因する障がい状態（以下「糖尿病障がい状態」といいます。）に、責任開始時点以降の保険期間中に初めて該当した場合に、保険金をお支払いします。
2. 責任開始時点前に発病した糖尿病または糖尿病に起因した疾病を直接の原因として糖尿病障がい状態に該当した場合は、責任開始時点以降にその疾病の症状が悪化したことまたはその病気と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、責任開始時点以降に糖尿病障がい状態に該当したと医師によって初めて判断されたときは、その疾病は責任開始時点以降に発病したものとみなします。

第4条（糖尿病障がい支援金の支払）

1. 第3条（保険金をお支払いする場合）に該当した場合、当社は糖尿病障がい支援金額の全額をお支払いします。
2. 被保険者が保険期間中に同時に複数の障がい状態に該当した場合でも、糖尿病障がい支援金は重複して支払いません。
3. 保険期間を通じて、糖尿病障がい支援金のお支払いは1回のみとし、支払われた場合はこの特約の主契約および主契約に付帯された全ての特約は支払事由が発生したその日に失効します。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、主契約の保険金をお支払いしない場合に該当する事由によって生じた損害等に対しては、保険金をお支払いしません。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

第 7 条（特約の解約）

この特約のみの解約は取扱いません。